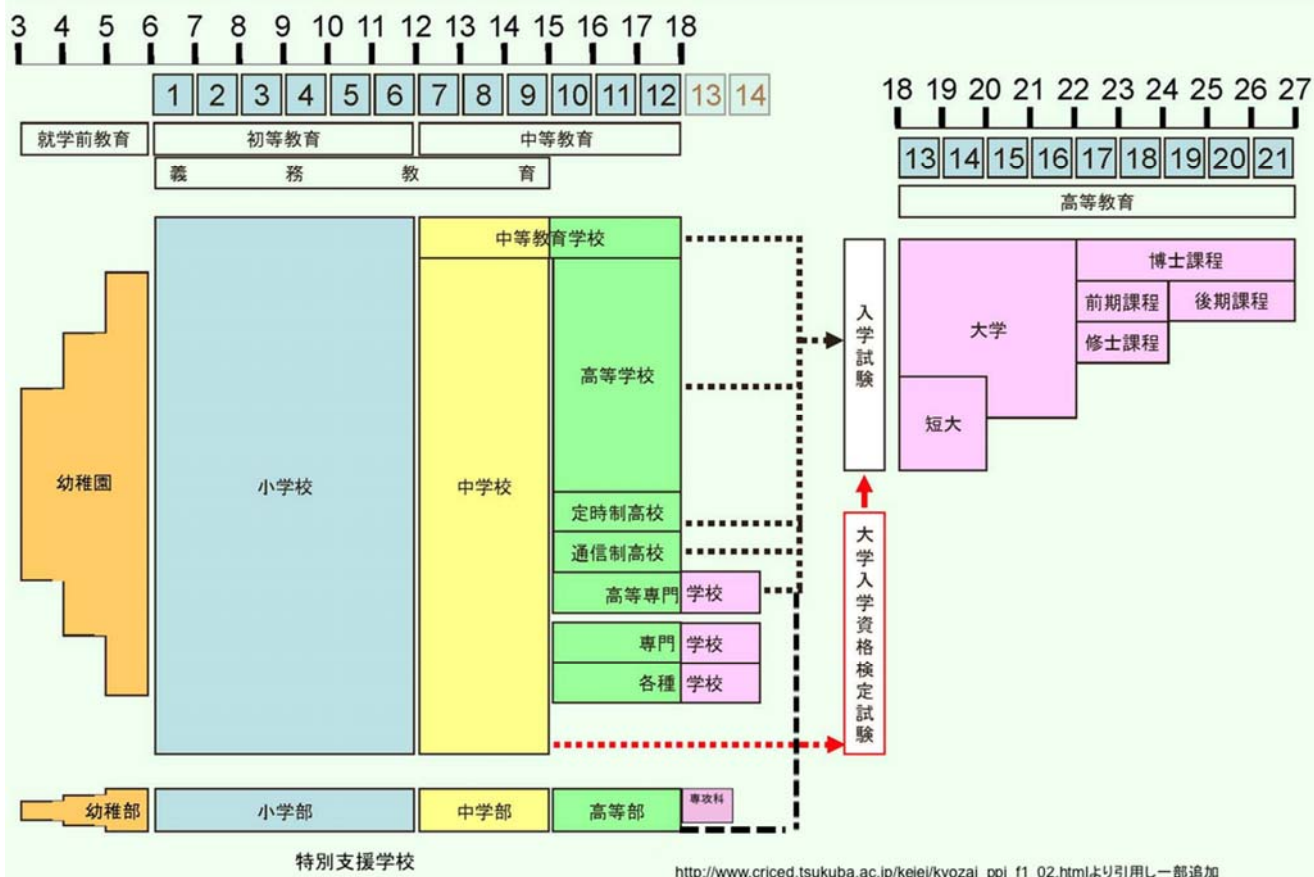


日本における インクルーシブ教育システム構築 の取組と課題

笹森 洋樹
上席総括研究員
国立特別支援教育総合研究所

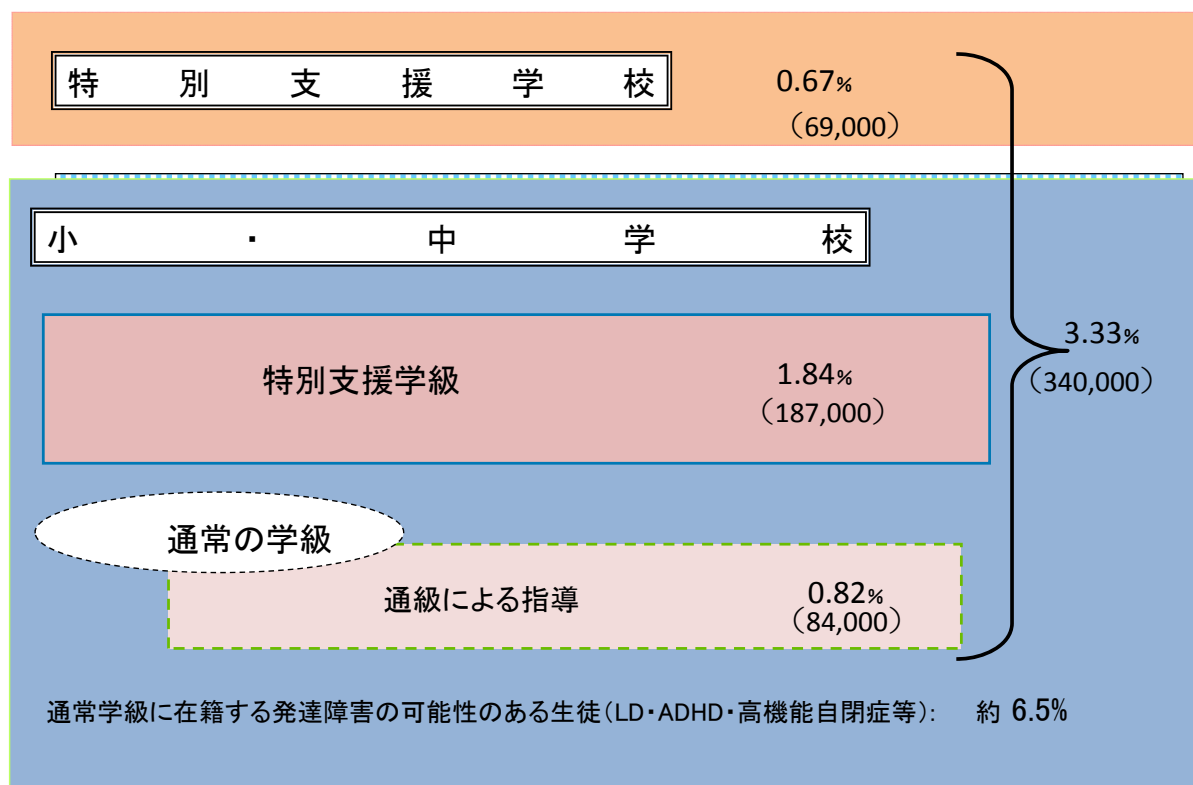
日本における特別な教育的ニーズの ある子供の教育の現状

学校体系



特別支援教育について（義務教育段階）

義務教育段階の生徒数: 10,190,000

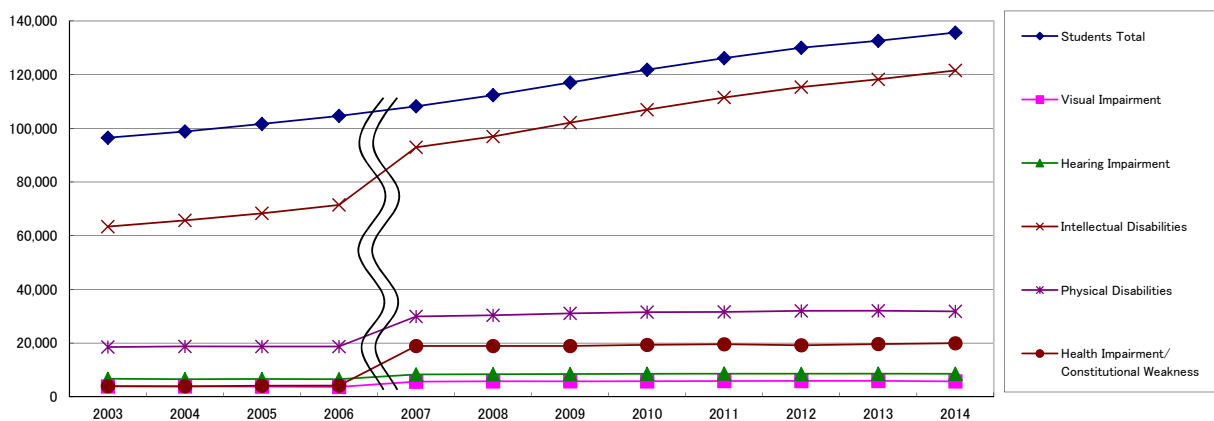


日本の特別支援教育

- 特別支援教育は特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである(2007年 文部科学省初等中等教育局長 通知)。
- 近年、通常学級に在籍する発達障害(LD・ADHD・高機能自閉症等)の可能性のある児童生徒に教育的支援をいかに提供するかが課題となっている。通常の学級の児童生徒の約6.5%が特別な支援を要すると推定されている。
- 多様な学びの場が用意されており、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校において特別支援教育を受ける児童生徒の数は増加している。

特別支援学校の現状(2014年5月現在)

特別支援学校(幼稚部・小学部・中学部・高等部)の在籍者数の推移



	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	合計
学校数	85	118	725	340	145	1,096
在籍者数	5,750	8,593	121,544	31,814	19,955	135,617

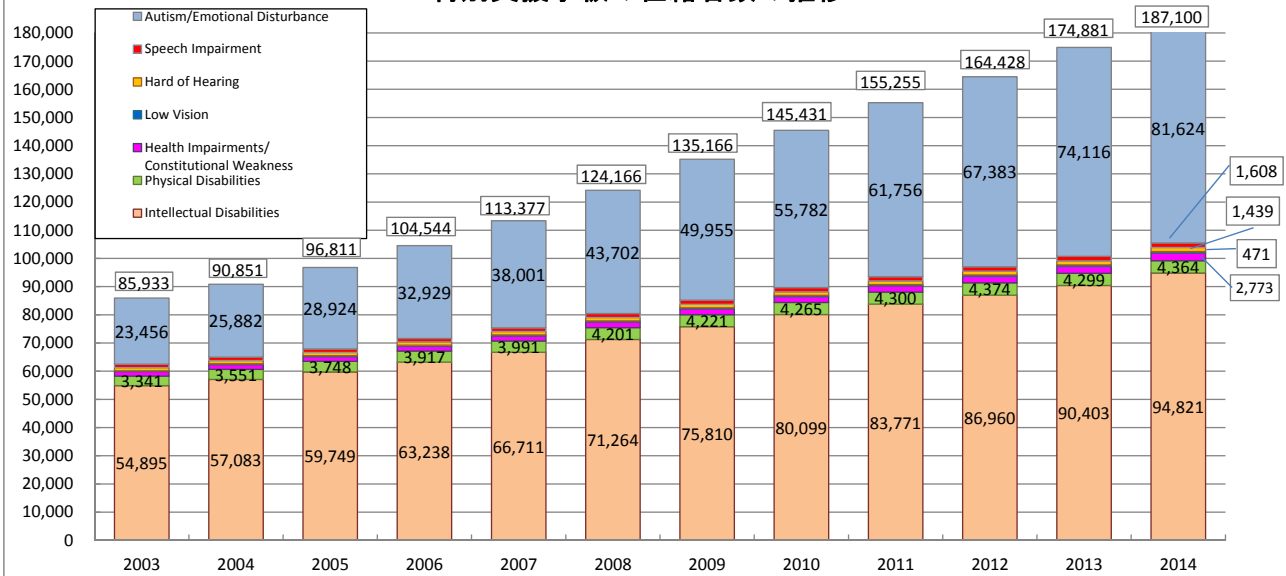
※注: 在籍者数は、平成18年度までは在籍する学校の障害種別により集計していたため、複数の障害を有する者については、在籍する学校の障害種別以外の障害について集計していない。平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害を有する者については、障害種のそれぞれに集計している。このため、障害種別の在籍者数の数値の合計は計と一致しない。

※注: 学校数は、平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校については、それぞれの障害種に集計している。このため、障害種別の学校数の数値の合計は計と一致しない。

特別支援学級の現状(2014年5月現在)

特別支援学級は、障害のある子どものために小・中学校に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級(8人を上限)であり、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級がある。

特別支援学級の在籍者数の推移

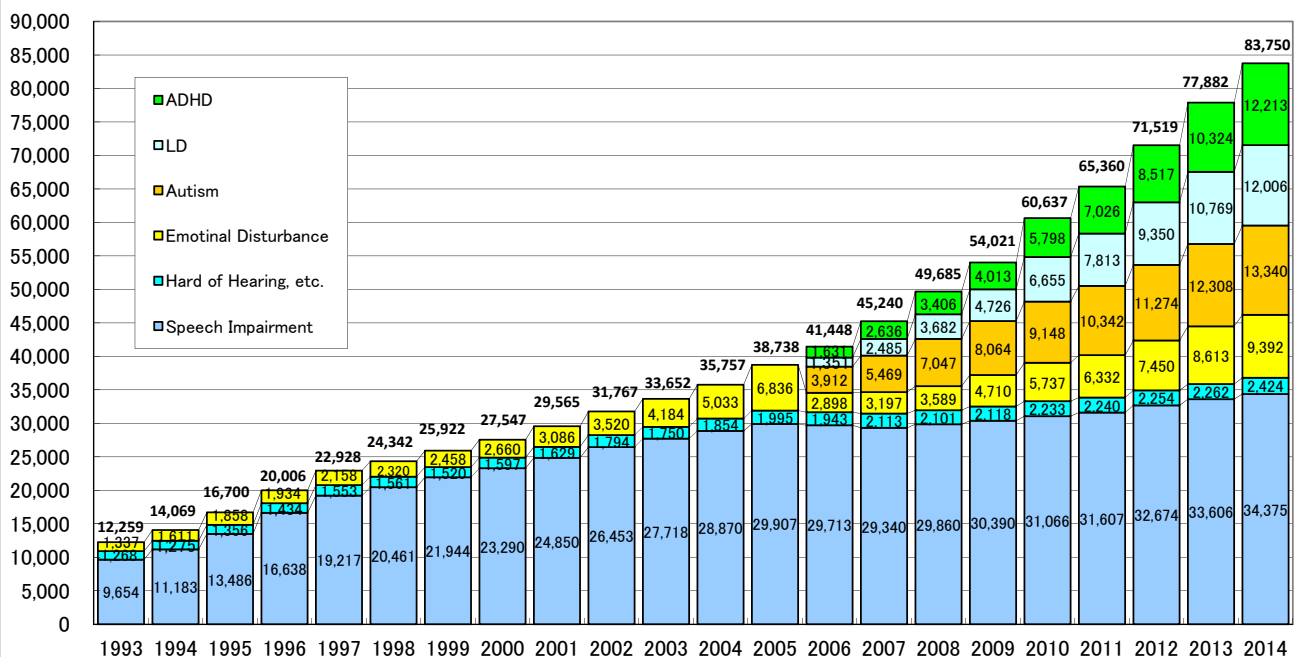


	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・情緒障害	合計
学級数	24,640	2,796	1,622	409	918	561	21,106	52,052
在籍者数	94,821	4,364	2,773	471	1,439	1,608	81,624	187,100

通級による指導の実施状況 (2014年5月現在)

通級による指導は、小・中学校の通常の学級に在籍している障害の軽い子どもが、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態等に応じた特別の指導を特別な場(通級指導教室)で受ける指導形態である。通級の対象は、言語障害、自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、弱視、難聴などである。

通級による指導を受けている児童生徒数の推移(公立小・中学校合計)

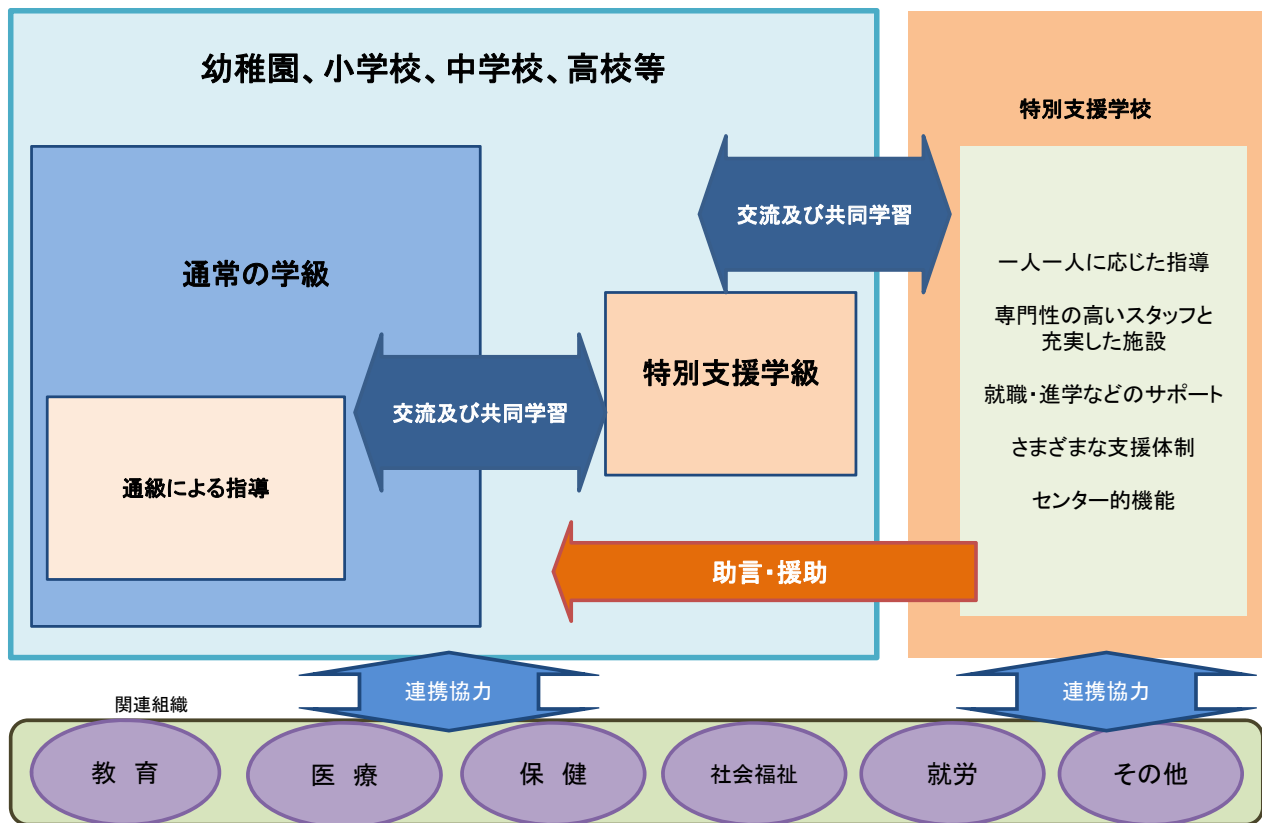


※各年度5月1日現在

※「難聴その他」は難聴、弱視、肢体不自由及び病弱・身体虚弱の合計

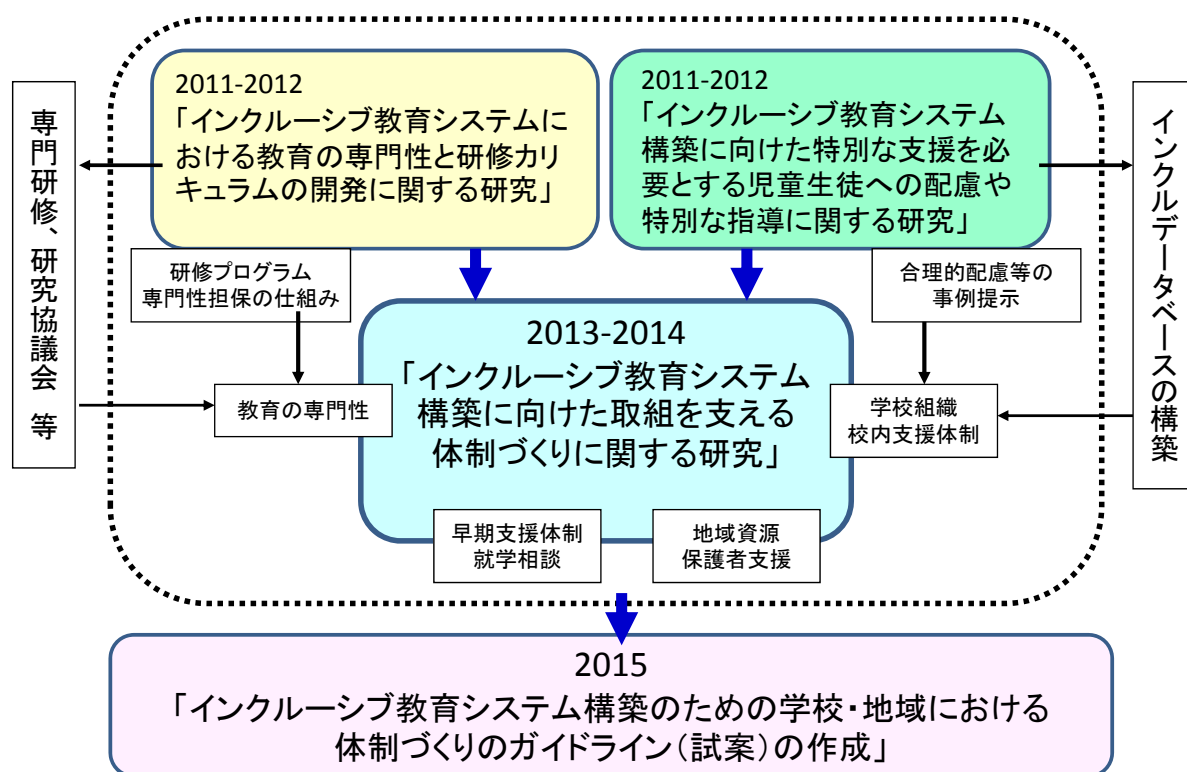
※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から新たに通級指導の対象として学校教育法施行規則に規定(併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示:平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級指導教室にて対応)

日本におけるインクルーシブ教育システムのモデル (文部科学省)



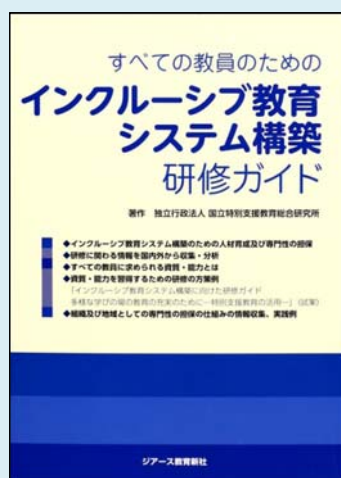
インクルーシブ教育システム構築 に関する研究の取組

インクルーシブ教育システムに関する研究 2011-2015



2011～2012

「インクルーシブ教育システムにおける教育の専門性と研修カリキュラムの開発に関する研究」



・研修に関わる情報を国内外から収集・分析し、組織及び地域としての専門性の担保の仕組みの情報収集、実践例とともに、研修プログラム、専門性担保の仕組みを提案

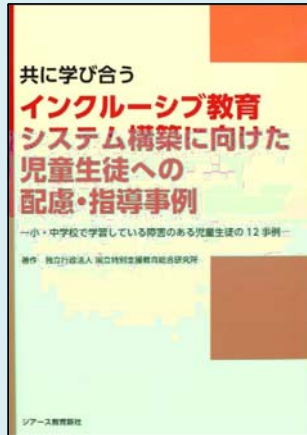


就学相談・支援担当者研究協議会、



2011～2012

「インクルーシブ教育システム構築に向けた特別な支援を必要とする児童生徒への配慮や特別な指導に関する研究」



障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ小・中学校への実地調査等から、障害のある児童生徒に個別に必要な「合理的配慮」の考え方に即した、望ましい配慮や指導方法等を検討



「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」の作成



2013～2014

「インクルーシブ教育システム構築に向けた取組を支える体制づくりに関する実際的な研究—モデル事業等における学校や地域等の実践を通じて—」



インクルーシブ教育システムの構築に向けた、学校や地域の体制づくりに関して重視すべき内容について

文科省モデル事業等の実践と連携を図りながら検討



重視すべき内容をグランドデザインとして、学校・地域の実践事例とともに提案



「体制づくり」のグランドデザイン

1. 体制づくりのビジョンに関する事
2. 行政の組織運営に関する事
3. 乳幼児期からの早期支援体制に関する事
4. 就学相談・就学先決定に関する事
5. 合理的配慮、基礎的環境整備に関する事
(市町村が学校を支援する体制づくり)
6. 地域資源の活用による教育の充実に関する事
7. 教育の専門性に関する事
8. 社会基盤の形成に関する事



1. ビジョン、2. 組織運営に関する事

- ・現状把握に即した目標設定
- ・進捗状況の評価・見直し
- ・部局間連携による組織的な取組

3. 乳幼児からの早期支援体制に関する事

- ・出生直後からの相談支援体制
- ・子育て支援という視点
- ・就学前支援の充実
- ・情報を共有化する個別支援計画の活用
- ・ライフステージを通じた支援のつながり



4. 就学相談・就学先決定に関すること

- ・総合的な観点から就学先を決定する仕組み
- ・保護者及び専門家からの意見聴取の反映
- ・就学に関する本人・保護者への十分な情報提供

5. 合理的配慮、基礎的環境整備に関すること

- ・合理的配慮を決定する手続き
- ・合理的配慮の評価、見直し
- ・本人、保護者との合意形成の方法
- ・施設設備、教材、人材の活用



6. 地域資源の活用に関すること

- ・医療、福祉機関と連携した支援
- ・本人、保護者、教員への相談支援体制
- ・特別支援学校による小・中学校支援
- ・交流及び共同学習

7. 教育の専門性に関すること

- ・専門性に関する方針・方策
- ・専門性向上のための研修体制

8. 社会基盤の形成に関すること

- ・地域住民に対する理解啓発
- ・生涯にわたる支援体制と就労支援



日本における インクルーシブ教育システム構築の 現状と課題

学校の体制づくりの現状と課題

教育システム（多様な学びの場）

- ・連続性のある多様な学びの場
- ・就学先決定の仕組み、学びの場の見直し
- ・合理的配慮とその基礎となる環境整備

教員の専門性の確保

- ・すべての教員に求められる専門性
- ・特別な役割を担う教員の専門性
- ・専門性を確保する養成・研修

国や地域の体制づくりの現状と課題

地域資源の活用

- ・保健、医療、福祉と教育との連携
- ・本人や保護者、教員に対する相談支援体制
- ・国民や地域住民、まわりの人々への理解啓発

早期からの一貫した支援体制

- ・幼保、小、中、高で支援がつながる仕組み
- ・個別の教育支援計画のようなツールの活用
- ・後期中等教育、高等教育から就労支援へ